

京都市こどもの感染症 水痘ワクチン



が平成26年10月から定期接種化されます！

水痘とは、いわゆる「水ぼうそう」のことで、ウイルスによって引き起こされる発疹性の病気です。**9歳以下での発症が90%以上を占めると**言われています。

水痘ワクチンの1回の接種により重症の水痘をほぼ100%予防でき、2回の接種により軽症の水痘も含めてその発症を予防することができますので、**予防接種を受けましょう！！**



対象者

- ① **生後12か月から36か月に至るまで(1歳から3歳の誕生日の前日まで)**のお子さん
 - ② **生後36か月から60か月に至るまで(3歳から5歳の誕生日の前日まで)**のお子さん
- ただし、②は期間限定(平成26年10月1日から平成27年3月31日まで)

標準的な接種期間

【初回接種】

生後12か月から15か月に至るまで(1歳から1歳3か月の前日まで)のお子さん

【追加接種】

初回接種終了後、**6か月から12か月**の間隔をおく

接種日の年齢	今までに任意で水痘ワクチンの接種を受けたことがある回数		
	0回	1回	2回
1歳	定期接種 2回	定期接種 1回	対象外
2歳	定期接種 2回	定期接種 1回	対象外
3歳	定期接種 1回	対象外	対象外
4歳	定期接種 1回	対象外	対象外

★京都市予防接種協力医療機関でお受けください。

★京都市予防接種協力医療機関は[保健医療課のホームページ](#)でご覧いただけます。

★「[京都市予防接種協力医療機関](#)」で検索してください。

◆「京都市こどもの感染症」に関するお問い合わせ

○お近くの保健センター

○京都市保健福祉局 保健医療課 (TEL:075-222-4421 FAX:075-222-3416)

○京都市衛生環境研究所 管理課 (TEL:075-312-4942 FAX:075-311-3232)

京都市印刷物 第 262159 号

平成26年9月 発行

京都市衛生環境研究所



衛生環境研究所のホームページからご覧になれます